平成２４年（フ）第３８７号
愛知県稲沢市奥田堀畑町21番地１　アルカディアー奥田南202
破産者　稲川　光勇
１　決定年月日　平成25年５月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第２４０号
広島県神石郡神石高原町父木野2451番地４
破産者　株式会社サンワコーポレーション
１　決定年月日　平成25年５月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第７５号
愛媛県宇和島市恵美須町２丁目３番27号
破産者　リッツ有限会社
１　決定年月日　平成25年５月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２４年（フ）第４８号
熊本県菊池市旭志麓512番地
破産者　太田黒ゆう子
１　決定年月日　平成25年５月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第１７０８号
埼玉県川口市大字安行領根岸389番地の１
破産者　大久保武政
１　決定年月日　平成25年５月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１７０９号
埼玉県川口市大字安行領根岸389番地の１
破産者　大久保賀世子
１　決定年月日　平成25年５月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１８００号
埼玉県和光市諏訪原団地１番９号401
破産者　杉田　亜希
１　決定年月日　平成25年５月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第３２号
札幌市豊平区月寒西３条７丁目２番１―307号
破産者　榎本　　勇
１　決定年月日　平成25年５月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３６６号
札幌市豊平区平岸４条７丁目６番20号　アーバンテラス平岸301号
破産者　山下　勇造
１　決定年月日　平成25年５月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３７号
札幌市豊平区月寒西３条６丁目１番43―405号、開始決定時の住所北海道浦河郡浦河町旭町７番地
破産者　城地　信一
１　決定年月日　平成25年５月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２４年（フ）第１８９号
長野市若宮１丁目10番地13　ハイツ宮島202
破産者　杉山　範泰
１　決定年月日　平成25年５月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２４１号
長野市若穂綿内3109番地
破産者　駒村　幸三
１　決定年月日　平成25年５月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２７２号
長野県須坂市大字須坂196番地
破産者　山岸　宣明
１　決定年月日　平成25年５月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２１３６号
名古屋市中川区中郷３丁目135番地　スペース中郷102号
破産者　西田　大輔
１　決定年月日　平成25年５月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２６３号
名古屋市南区元塩町５丁目１番地の７　サン・コーポラス笠寺1408号
破産者　江藤恵美子（旧姓近藤・伊藤）
１　決定年月日　平成25年５月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２０８５号
大阪市西区土佐堀１丁目５―23　プレジオ中之島702号室、開始決定時の住所大阪市西区土佐堀１丁目５―15　エステムコート大阪・中之島南821号
破産者　吉田　正敏
１　決定年月日　平成25年５月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３４２５号
大阪府豊中市東寺内町11番10―801号、開始決定時の住所大阪府豊中市西緑丘２丁目６番18―805号
破産者　淺野　　久
１　決定年月日　平成25年５月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５０２２号
堺市西区鳳南町５丁665番地２ボナール鳳南107号
破産者　石山　和敏
１　決定年月日　平成25年５月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５３０６号
大阪市西淀川区出来島３丁目２番５―202号
破産者　長崎　義之
１　決定年月日　平成25年５月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部